

○内閣府告示第十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十一年三月二十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 留萌市
- 二 構造改革特別区域の名称 医師臨床研修推進特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 留萌市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公務員に係る臨時的任用事業（四〇九）

○内閣府告示第二十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十一年三月二十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 稚内市
- 二 構造改革特別区域の名称 稚内市外国人研修生受入れ特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 稚内市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外国人研修生受入れによる人材育成促進事業（五〇六）

○内閣府告示第二十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十一年三月二十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道石狩郡新篠津村
- 二 構造改革特別区域の名称 しんしのつどぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道石狩郡新篠津村の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第二十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十一年三月二十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 由利本荘市
- 二 構造改革特別区域の名称 秀峰鳥海どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 由利本荘市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第二十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十一年三月二十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 千葉県夷隅郡大多喜町
- 二 構造改革特別区域の名称 大多喜町子育ていきいき給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 千葉県夷隅郡大多喜町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第二十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十一年三月二十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都中野区
- 二 構造改革特別区域の名称 なかのIT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 東京都中野区の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座
開設事業（一一三二（一一四四、一一四六））

○内閣府告示第二十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十一年三月二十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 富士吉田市
- 二 構造改革特別区域の名称 健やかな成長を応援する給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 富士吉田市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第二十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十一年三月二十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 本巢市
- 二 構造改革特別区域の名称 健やかな成長を支える給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 本巢市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第二十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十一年三月二十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岐阜県加茂郡白川町
- 二 構造改革特別区域の名称 未来を担う子どもたちがすくすく育つ美濃白川給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 岐阜県加茂郡白川町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第二十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十一年三月二十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 伊豆市
- 二 構造改革特別区域の名称 伊豆市人あつたか・子供いきいき給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 伊豆市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第二十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十一年三月二十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大阪府泉南郡熊取町
- 二 構造改革特別区域の名称 健やかくまっこ給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 大阪府泉南郡熊取町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第三十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十一年三月二十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 兵庫県神崎郡市川町
- 二 構造改革特別区域の名称 市川町安心安全給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 兵庫県神崎郡市川町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第三十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十一年三月二十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東広島市
- 二 構造改革特別区域の名称 東広島市すくすく・すこやか給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 東広島市の一部（八本松町、福富町、豊栄町及び河内町）（詳細は内閣府に
おいて閲覧に供する。）

- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本
方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第三十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十一年三月二十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 江田島市
- 二 構造改革特別区域の名称 江田島市にここに給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 江田島市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第三十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十一年三月二十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 高知県長岡郡大豊町
- 二 構造改革特別区域の名称 大豊米どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 高知県長岡郡大豊町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第三十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十一年三月二十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大牟田市
- 二 構造改革特別区域の名称 大牟田市あんしんささえ愛地域密着型まちづくり特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 大牟田市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受
入事業（九三四）

○内閣府告示第三十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十一年三月二十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 天草市
- 二 構造改革特別区域の名称 天草宝島ワイン・リキュール特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 天草市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特産酒類の製造事業（七〇九）